

【第22回大阪市大規模小売店舗立地審議会議事要旨】

日 時 平成17年7月11日(月)午後3時
場 所 大阪キャッスルホテル
出席委員 石原委員、小谷委員、加藤委員、貫上委員
難波委員、檜谷委員、和久井委員

議 事

(1) 審議案件

大規模小売店舗立地法に基づく、以下の新設届出3件、変更届出3件、店舗面積増加等届出1件の計7件について審議を行った。

- ・ 「(仮称)ヤマダ電機テックランド今福店」[新設]
- ・ 「(仮称)ヤマダ電機テックランド今福店」[駐車場出口の位置変更]
- ・ 「(仮称)株式会社ヤマダ電機難波店」[新設]
- ・ 「(仮称)東宝南街会館」[新設]
- ・ 「(仮称)JR大阪駅西高架下駅ビル」[店舗面積増加等]
- ・ 「ライフ生野林寺店」[変更:営業時間]
- ・ 「カナエ今川店」[変更:営業時間]

(2) 審議結果概要

「(仮称)ヤマダ電機テックランド今福店」

本件は、城東区今福東2丁目に電機店を新設するもので、あわせて駐車場出口の位置変更をするものである。

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 開店後においても地域住民との意思疎通を図り、住民等から周辺的生活環境にかかわる意見があれば、適切に対応し、周辺生活環境の保持を心がける必要がある。

「(仮称)株式会社ヤマダ電機難波店」

本件は、浪速区難波中2丁目に電機店を新設するものである。

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証す

るなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。

・駐車場運営に当たっては、警備員を配置するなど、来店客の自動車の安全な誘導に努めるとともに、駐車場収容台数が指針を大幅に上回っていることから周辺交通渋滞を起こさないよう十分配慮する必要がある。

「（仮称）東宝南街会館」

本件は、中央区難波3丁目に百貨店等を新設するものである。

審議会としては届出内容が騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・駐輪場の運営に当たっては、駐輪場が12階に設置されていることから、保管場所の周知徹底を図り、確実な誘導をするなど、来店客が駐輪場以外の場所に駐輪することのないよう十分配慮する必要がある。

「（仮称）JR大阪駅西高架下駅ビル」、「ライフ生野林寺店」の2件
「（仮称）JR大阪駅西高架下駅ビル」は、店舗面積の増床をするものである。

「ライフ生野林寺店」は、閉店時間を午後9時を午後10時に延長するものである。

これら2件について、審議会としては届出内容が騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。

「カナエ今川店」

本件は、営業時間を24時間に変更するものである。

審議会としては届出内容が騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の

維持・運営を行う必要がある。

- ・深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても自主的な配慮に努めるよう要望する。

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興課
(電話) 06 - 6208 - 8967